

# Actus Newsletter(資産税)

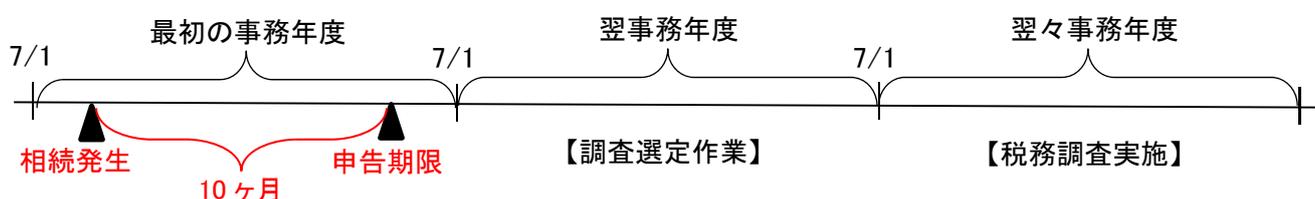
## 相続税の税務調査



税務署の事務年度の中では、8月から新たな税務調査開始の時期と言われています。背景としては税務署の事務年度が7月1日から6月30日となっており、7月に人事異動があることから、実際の着手はもろもろの準備を経た後の8月以降になると考えられています。今回は相続税申告に係る税務調査が実施される具体的な時期と、どのような案件が税務調査の選定対象となりやすいかをご紹介します。

### ■ 相続発生から税務調査までのスケジュール

相続税の税務調査は、申告書の提出から2年ないし3年後に行われることが多いため、「相続税の税務調査は忘れたころにやってくる」というように言われます。相続税の申告期限は、相続の発生から10ヶ月ですので、基本的には期限までに申告が行われます。その相続税申告の中から、税務署が税務調査先を選定する作業は、税務署の翌事務年度に行われます。さらに、税務署内において調査のための準備作業が行われて、税務調査は翌々事務年度に実施されるのが標準的になります。



### ■ 税務調査対象の選定

国税庁公表の「相続税の調査等の状況」によれば令和元年事務年度の実地調査対象件数は10,635件であり、令和元年度の申告件数は115,267件ですので、単純計算はできませんが、調査割合は10%未満程と想定されます。また、「税務通信」(税務研究会)の記事によりますと、相続財産5,000万円未満の相続申告の約99%は税務調査が実施されておらず、相続財産5億円以上の相続申告では、35~40%が何らかの調査を受けているとのことです。やはり、**財産総額が高額**であるほど税務調査の選定対象となりやすい実態がうかがえます。

税務調査対象の選定については、明確な基準があるわけではありませんが、税務調査の対象となりやすいのは、一般的には以下のようなケースとなります。

#### ● 相続前の収入や確定申告の内容に対して申告額が少ないと認められるケース

全国の国税局及び税務署にある納税者の情報は、KSKシステムというネットワークで共有されており、各納税者の過去の確定申告の情報などから、**今回申告された財産の内容に矛盾点がないか、申告漏れの財産がないか**等の検証が行われています。

#### ● 財産債務調書の内容と申告内容に相違があるケース

その年の所得合計額が2,000万円を超え、かつ年末時点で3億円以上の財産を所有している等、一定の要件に該当する場合は、所有財産及び債務の種類・価額などの事項を記載した「**財産債務調書**」を確定申告書とともに提出するよう求められています。こちらに記載された内容と申告された相続財産の内容とが矛盾しているような場合には、当然に調査対象に選定されやすくなります。

#### ● 被相続人や親族の預貯金口座の入出金が多く、用途が不明なものが多いケース

税務調査において特に綿密に調査される論点の一つが、この**預金取引の精査**です。税務署は金融機関に照会をかけることで被相続人はもちろん家族である相続人の口座の情報も**過去10年分を職権で取り寄せる**ことができ、上記税務通信の取材によれば実地調査の8~9割の案件でこの銀行調査が行われているようです。

#### ● 申告された評価額や内容に誤りがあるケース

相続財産の中には、例えば土地など評価作業が複雑になるものもあります。税務署が収集した情報からこれらの**財産の評価方法・評価額に誤りが疑われる場合**も調査対象に選定されやすくなるものと考えられます。

#### ● 被相続人の生前の所得が非常に高い、社会的地位を有するなどいわゆる富裕層に該当する方

**財産総額が大きい方ほど**申告もれから派生する税額インパクトなどが大きくなることもあり、調査対象に選定されやすくなります。また最近では、**海外での所得・財産隠し**に対して、税務署側も監視に力を入れており、その点も注意が必要です。

税務調査は、適正な申告を行っていれば何も恐れる必要はありません。私どもは、お客様の預金取引の精査などにより、もれのない財産の把握を行い、書面添付制度の活用などにより「適正な相続税申告」の実現を支援して参ります。また税務調査の際には、お客様が不安にならないよう、立ち会いなど万全な体制で支援して参ります。

# 相続のことなら アクタスにおまかせください

## アクタスサービスラインナップ

### 相続税の申告支援業務

#### 相続税申告

申告期限は10か月です。  
年間100件以上の申告実績がある  
アクタスが丁寧に対応します。

#### 税務調査1%未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、  
書面添付制度の導入により税務調査の  
対策を随時おこなっています。

#### スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ  
に対応し、税金の不安をいち早く  
解消させます。

### 相続事前対策業務

#### 簡易診断

お持ちの財産について、概算での  
評価と相続税を計算し、現状を分  
析します。

#### 遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ  
う自筆証書遺言や公正証書遺言の  
作成を支援します。

#### 事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A  
まで含め、様々なパターンによる  
事業承継をサポートいたします。

### 相続後のご相談

#### 二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活  
用した節税、保険加入や不動産の  
提案など様々な節税対策を支援し  
ます。

#### 不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却  
を支援します。

#### 譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、  
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！